

福島県の最低制限価格等及び同算定式について

令和3年4月 福島県入札監理課

1 福島県の最低制限価格等及び同算定式について

(1) 工事

○算定式（税抜き）

$$\text{最低制限価格等} = \text{中央公契連モデル式}^{\ast 1} \times A^{\ast 2} \quad (\text{100円未満切り捨て})$$

●最低制限価格等とは、価格競争における最低制限価格及び総合評価方式における調査基準価格、評価基準価格をいう

※1 中央公契連モデル式（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式）
次に掲げる額の合計額

- ① 直接工事費の額に0.97を乗じた額（1円未満切り捨て）
- ② 共通仮設費の額に0.90を乗じた額（1円未満切り捨て）
- ③ 現場管理費の額に0.90を乗じた額（1円未満切り捨て）
- ④ 一般管理費の額に0.55を乗じた額（1円未満切り捨て）

ただし、中央公契連モデル式の合計額が工事価格（1,000円単位）に0.92を乗じた額を上回る場合は、工事価格に0.92を乗じた額を上限とし、0.87を乗じた額が下回る場合は工事価格に0.87を乗じた額を下限として計算する

※2 福島県独自係数

$$A = -0.02 \times \log(\text{工事価格 1,000円単位}) + 1.3765$$

log は自然対数

Aのまるめは行わない

○水準 予定価格の87～92%

(2) 業務委託

○算定式（税抜き）

最低制限価格等＝業種区分毎に①＋②＋③（100円未満切り捨て）

●①～③は、下表に掲げる額（それぞれ1円未満切り捨て）

業種区分	①	②	③
測 量	直接測量費の額	諸経費に 0.53 を乗じた額	—
土木設計	直接原価の額	その他原価に 0.92 を乗じた額	一般管理費に 0.47 を乗じた額
建築設計	直接人件費の額	技術経費の額	諸経費に 0.5 を乗じた額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費に 0.48 を乗じた額

●測量、設計等合冊発注時は、業種区分毎に 100 円未満を切り捨てず算定のうえ、合計額を 100 円未満切り捨て

●地質調査の解析業務、用地調査、工損調査などは土木設計で算定

○水準 予定価格の2/3～85%

2 適用年月日【工事、業務委託共通】

最低制限価格等は、令和3年4月1日以降起工分から、契約後に予定価格とともに公表します。